

2018年度 全日本学生ロードレース・カップ・シリーズ 第7戦  
東海道どまん中 袋井ラウンド 大会要項 (案)

(ver.20180815)

- 主催 日本学生自転車競技連盟  
共催 JICF-RCS 東海道どまん中 袋井ラウンド実行委員会・静岡県袋井市  
協力 一般社団法人静岡県自転車競技連盟 ほか  
後援 調整中  
協賛 募集中 (順不同・予定含む)  
日程 ※参加人数に応じて、クラス組数を変更することがある。それに伴い時程も変更することがある。

2018年 9月24日(月・祝)

07:00~	設営		
09:30~10:00	選手・供出立哨員受付		
10:00~10:15	立哨員打合		
10:15~10:30	競技役員打合		
10:30~10:45	チーム代表者&ライダーズ・ミーティング〔運営本部前〕		
10:45~11:15	試走		
11:20~	開会式 (スタートセレモニー・スタート地点)		
11:30	クラス3A組	4km×4周=16km	ポイントレース方式
12:15	クラス3B組	4km×4周=16km	ポイントレース方式
13:00	クラス3C組	4km×4周=16km	ポイントレース方式
13:45	女子+ジュニア	4km×3周=12km	ポイントレース方式
14:15	クラス2A組	4km×6周=24km	ロードレース方式
15:05	クラス2B組	4km×6周=24km	ロードレース方式
15:55	クラス1	4km×8周=32km	ロードレース方式
17:00	競技終了・表彰式 (フィニッシュ地点近傍)		

会場 静岡県小笠山総合運動公園エコパ 〒437-0031 静岡県袋井市愛野 2300-1

TEL: 0538-41-1800 JR 愛野駅から徒歩約 15分 <https://www.ecopa.jp>

大会主旨 本大会は、当該年度日本学生自転車競技連盟に登録した学生選手およびオープン参加選手によるクリテリウム競技会優勝者を決めるとともに、学生自転車競技水準向上と開催地域におけるサイクリススポーツの振興に寄与することを目的とする。

参加資格

- ・当該年度に有効な(財)日本自転車競技連盟登録または UCI 加盟国内連盟発行の U23・エリート競技者ライセンス保持者で、本連盟が参加を認めたものが下記カテゴリ区分により申込できる。
- ・全日本学生 RCS ランキングは、日本学生自転車競技連盟加盟校登録選手を対象とする。

クラス1	40名	学連登録選手	クラス1
		クラブチーム	上記同等相当と主催者が認める者
クラス2	80名	学連登録選手	クラス2
		クラブチーム	上記同等相当と主催者が認める者
クラス3	120名	学連登録選手	クラス3
		クラブチーム	上記同等相当と主催者が認める者
女子・ジュニア	若干名	学連登録選手	
		その他	JCF 登録競技者で主催者が認めた者

- ・チーム毎の参加人数に応じた立哨員を供出することを参加の条件とする。

参加選手数	供出立哨役員数（最低数）	
	（静岡・神奈川・東京・山梨・愛知・岐阜のチーム）	（左記以外のチーム）
1～4	0	0
5～7	1	0
8～9	2	1
10人以上	選手5名につき1名以上（小数点以下切上）	
		2

立哨員2名以上の場合はそのうち少なくとも1名を審判資格有資格者とする。異なるカテゴリに出場する選手が交代して立哨員となることも認めるが、その場合は交代に必要な時間が充分取れるカテゴリ間とすること、全ての立哨員が立哨員打合せに参加することを条件とする。立哨役員は、コース上の指定された箇所に立ち、選手と一般客・歩行者との事故防止その他の安全管理にあたる。

自転車競技に関する経験もしくは理解があり、自転車競技のスピード感や走行特性について体得してコースの安全管理が可能な者とする。立哨役員には、昼食が支給されるが交通費は支給されない。上記条件は学連・その他のチームを問わず、参加全チームに適用される。立哨員供出が必要となるチームは立哨員氏名、性別、学年又は年齢をエントリー用紙に必ず記入すること。

#### 参加申込

- ・参加希望者はチーム単位で所定の様式にて8月26日までに申し込むこと。  
 申込み先：エントリー専用電子メールアドレス（entry@jicf.info）  
 電子mail到着をもってエントリーの受領とするが、受信ミス防止のため同一内容を郵送又はファクシミリにて大会事務局宛期限内に送付すること。  
 申込希望者がクラス毎予定数を越えた場合、主催者判断にて出走可能者を調整する場合がある。  
 その際は、申込順（mail到達日時・時刻）も考慮対象となる。  
 締切後、受付完了者リストを本連盟webサイトに発表するので各自確認のこと。  
 参加費は1名につき6,000円（学連登記選手は4,000円）。  
 参加料の送金は下記銀行口座振込とする。  
 送金名義人頭に大会コード[0924]を付け、チーム名が分かるように記入すること。  
**振込先口座：長野県労働金庫 諏訪湖支店 普通 9683745 日本学生自転車競技連盟**  
 振込期日：8月末日。納入した参加料は理由のいかんに関わらず返却しない。  
 本申込み手続きを以って本要項記載の誓約書に同意したものとみなす。

#### 【選手受付】

- ・受付場所（運営本部）にて指定時間内にライセンスを提示してゼッケンを受け取ること。

#### 【賞典、賞品】

- ・全クラス終了後準備が整い次第ゴール地点近傍において上位3選手を表彰する。
- ・クラス3の各グループの上位5%は、クラス2に昇格する。
- ・クラス2の1位の選手はクラス1に昇格する。

#### 【事故処置】

1. 競技中発生した事故等につき、主催者は応急処置の準備をするが、以降は各自の責任と費用負担において対応のこと。
2. 各選手は、各自の責任において傷害保険に加入し、健康保険証を必ず持参すること。

【競技規則】 JCF 競技規則、大会特別規則による。

【事務局】 日本学生自転車競技連盟

〒150-8050 東京都渋谷区神南 1-1-1 岸記念体育館 4階

TEL&FAX: 03-3481-2369 E-mail: jicf@remus.dti.ne.jp

<http://jicf.info/>

（電話は水曜 19:00-22:00 のみ、事務局への連絡・お問合せはメールでお願いします）

## 特別規則

### 第1条（競技）

- 1.ポイントレース方式では中間スプリントとゴールで与えられる得点を基に順位を決定する。
  - ・同得点の場合は、中間スプリント勝利数による。以上において同等の場合、ゴール着順による。
  - ・中間スプリントは毎周回のフィニッシュライン通過時、上位3選手に5、3、2点を与える。最終ゴールは上位3選手に10、6、4点をゴールライン通過順に与える。
  - ・少数の選手が大集団に1周回追いついた場合、20点を1周回追いついた選手に与える。
- 2 コース上の飲食物の補給は認めない。
4. 認められた事故の場合、代車、代輪の交換はゴール地点ピットにおいて可能とする。
- 5.コミッセルによって認められた事故の場合、最後の2周回を除き1周回のニュートラリゼーションが与えられる。ニュートラリゼーション適用直後の中間スプリントでは順位を与えられない。

### 第2条（失格・棄権）

1. 大集団から一定時間遅れた選手はコース上又はゴールライン付近にて、コミッセルにより失格を通告される。
2. 失格を通告された選手は競技を中止して、コースから外れ、速やかにゼッケンはずすこと。

### 第3条（その他）

別途発表されるコミュニケに注意すること。

注意：大会要項は諸事情により変更される場合があるので、JICF ウェブサイトを随時確認すること。

## 誓約書

日本学生自転車競技連盟

会長 村岡 功 殿

下記大会参加にあたり、当チームの選手・監督・コーチ・メカニック・その他すべての自チーム員が以下のことを確認し、順守すること誓います。

- 1 UCI（国際自転車競技連合）・JCF（日本自転車競技連盟）規則を順守し、誠実かつスポーツマン精神に則りフェアな態度で自転車競技に参加すること。（UCI規則1.1.004, JCF規則第5条2.（4））
- 2 大会（競技中のみならず式典・公式練習等の付帯行事を含む）における参加者の肖像権は本連盟に帰属すること。（JCF規則第5条2.（9）準用）
- 3 規則に規定される仕事と責任に加えて、チーム監督は、スポーツ活動と競技者のチーム内の自転車スポーツ実践における社会的・人的条件の管理について責任がある。（UCI規則1.1.078）
- 4 チーム監督は絶えず組織的に、可能なときはいつでも、社会的・人的条件を改善する努力をしなければならない。そしてチームの競技者の健康と安全を守らなければならない。（UCI規則1.1.079）
- 5 チーム監督は、チームに所属する者あるいはいかなる役目であってもそのために働く者により規則が順守されることを保証しなければならない。彼は他の者の模範とならなければならない。（UCI規則1.1.080）
- 6 すべてのライセンス保持者はレースのない時でも常にきちんとした服装をし、あらゆる場合において礼儀正しいふるまいをしなければならない。すべてのライセンス保持者は、おどしや、侮辱や、下品なふるまいや、他の人を危険な状態におとしいれたりしてはならない。言葉、身振りや書いたものなどで他のライセンス保持者や役員やスポンサーや連盟、UCIおよび自転車競技全般の名誉や評判を傷つけてはならない。批評の権利は、穏健に、十分な動機があり筋の通った方法でのみ行使できる。（UCI規則1.2.079）
- 7 競技者はスポーツマンとしてあたえられた機会を守らなければならない。競技者間の利害に関し、いかなる共謀や偽りや誹謗は禁止する。（UCI規則1.2.081）
- 8 競技者は最大限の注意を払って行動しなければならない。競技者が原因で発生した事故に関しては自分で責任を負わなければならない。競技者は開催国における法律を順守しなければならない。（UCI規則1.2.082）

